# (仮称)小金井市新福祉会館 建設基本計画(案)

「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」

平成 30 年 1 月

(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会

# はじめに

小金井市福祉会館(以下「旧福祉会館」といいます。)は、昭和43年に「社会福祉活動を推進し、市民相互の親睦と福祉の増進を図り、市民文化の向上に寄与する」という目的のもと設置され、平成28年3月31日に耐震上の問題や施設の老朽化等により閉館しました。

建設当初は地域における福祉活動の拠点である地域福祉センター、高齢者に対する健康増進、教養の向上等を目的とした老人福祉センター、また、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした公民館といった3つの主たる機能をもち、その後の社会的ニーズに応じた機能の改廃のほか、社会福祉協議会を中心とした関係団体の各種事業を展開し、多くの市民の皆様から親しまれてきました。

築後40余年を経過した平成22年度に実施した耐震診断結果に基づく老朽化対策に向けた検討を行う中、平成26年度には、新たな施設を本町暫定庁舎用地に建設するとした(仮称)新福祉会館建設計画(案)(以下「旧建設計画案」といいます。)を策定し旧福祉会館を御利用いただいている市民の皆様の安全を第一に考え、極力早期の竣工を目指すこととしました。

平成28年3月、旧福祉会館を閉館し、同年8月まで庁内プロジェクト・チームにおいて 新たな案である庁舎建設予定地で新市庁舎等と(仮称)新福祉会館を複合化整備することに ついての調査・検討を行いましたが、同年10月、新庁舎建設等についてはゼロベースで見 直すこととしたため、旧建設計画案についても白紙とし、同年12月、新庁舎及び(仮称) 新福祉会館は、平成33年度竣工を目標とすることを表明しました。

その後、市の福祉保健施策の中心を担う福祉保健部内での検討、(仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会での調査・検討を経て、平成29年7月からは、公募市民を委員に含めた(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会において、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画(以下「計画」という。)の策定において必要な事項を検討・協議し、その結果を踏まえて、(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画(案) を策定いたしました。

# 目 次

1 新施設整備の必要性		1
2 施設建設基本方針		2
(1) 計画における位置付け	2	
(2) 社会福祉施策の動向	3	
(3) 基本理念	4	
(4) 施設のコンセプト		
3 建設場所		6
(1) 建設予定地の概要	6	
(2) 建設場所決定の経緯	8	
4 施設の役割と事業展開		9
(1) 保健福祉の総合的支援の充実	10	
ア 保健衛生	10	
イ 子育ち・子育て支援	11	
(2) 参加と協働による多様な交流や活動の推進	12	
ア 地域福祉の担い手づくり	12	
イ 多様な市民の交流・生きがいづくり		
(3) 地域福祉活動の推進	14	
ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能		
イ 福祉サービスの利用促進	15	
ウ 災害時ボランティア拠点	17	
(4) 社会福祉協議会について	18	
(5) 集約化対象施設の現状	19	
(6) 未導入となった機能の検討状況について	20	
5 各機能における関係機関との連携について		_21
(1) 機能全体の連携について	21	
(2) 保健衛生、子育ち・子育て支援	22	
(3) 多様な市民の交流・生きがいづくり		
(4) 福祉総合相談窓口	24	
(5) 福祉サービスの利用促進	26	

6 施設整備万針		_21
(1) 建築計画の基本的な考え方	27	
(2) 外構計画の検討		
ア 緑化計画・環境配慮について		
イ 駐車場・駐輪場計画について	30	
(3) 建物の空間イメージ	31	
(4) 建設規模	33	
(5) 施設整備・事業費のスケジュール	34	
7 管理運営		_35
8 災害時危機管理		36
(1) 災害に強い、安全な施設	36	
(2) 災害時の機能転換について	36	
(3) 災害ボランティアセンターの設置	36	
9 基本計画策定の経緯		_37
(1) (仮称)小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会	37	
(2) (仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会	38	
10 (仮称)新福祉会館建設に向けたこれまでの経緯		39

# ■ 資料編

- 【資料1】(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 委員名簿
- 【資料2】(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱
- 【資料3】(仮称)小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会設置要綱
- 【資料4】建設予定地(蛇の目ミシン工業工場跡地)の現況等
- 【資料5】施設見学報告書
- 【資料6】各委員から寄せられた意見について(まとめ)

# 1 新施設整備の必要性

地域福祉を推進していく上での主役は、地域に暮らす市民一人一人であり、行政の取組に加えて、地域住民との協働や市民同士のネットワークの強化、ボランティア団体やNPO団体などとの連携が不可欠で課題ともなっています。

また、閉館した旧福祉会館は、早急に機能を回復することが求められています。一方、旧福祉会館の建設当時と比べて少子高齢化が急速に進展してきていること、保健福祉に関するニーズが多様化してきていることなどを背景に、将来的な公的支援の在り方そのものを的確に捉える必要が生じてきています。

このため、人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービスの提供を行うことを目的に保健福祉施設の複合化・多機能化を目指す必要が出てきました。

(仮称)新福祉会館建設に当たっては、現在の業務の見直しとともに、必要な機能の検討が求められます。そして新しいサービスを生み出していくという発想が大切です。

これらを踏まえ、福祉活動の拠点である福祉会館は、第4次小金井市基本構想「福祉と健康」分野の施策の大綱に掲げている「制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、子育ち・子育て支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って安心して過ごせる、誰もが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくり」を進めるための課題と目指すべき方向性の実現に向けた施設として、将来を見据え、地域住民や様々な関係団体との連携・協働により地域福祉を効果的に推進するための施設として整備する必要があります。

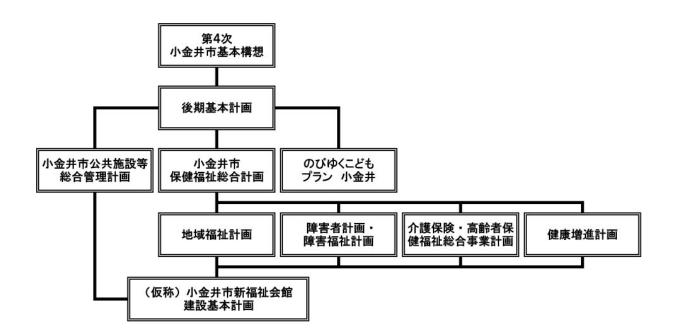
# 2 施設建設基本方針

#### (1) 計画における位置付け

市では、第4次小金井市基本構想(計画期間:平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)まで)において、平成32年度における本市の将来像を「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」とし、この実現に向けて4つの施策の大綱を定めました。

また、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする後期基本計画では、「誰もが 安心して暮らせる思いやりのあるまち」(福祉と健康)の施策の大綱の中で、地域の福祉活 動の拠点として(仮称)新福祉会館の整備を図ることを主な取組として位置付けています。

市では平成29年3月、国における「インフラ長寿命化基本計画」の地方公共団体における行動計画の位置付けとなる「小金井市公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画は、市の最上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」の将来像を公共施設マネジメントの面から達成する施策分野にあたるもので、(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画は、個別施設計画に位置付けられます。



#### (2) 社会福祉施策の動向

戦後、日本の公的福祉サービスは、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに、 典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充 実・発展に寄与してきました。

しかし、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、既存の縦割りのシステムには課題が生じていることが指摘されています。

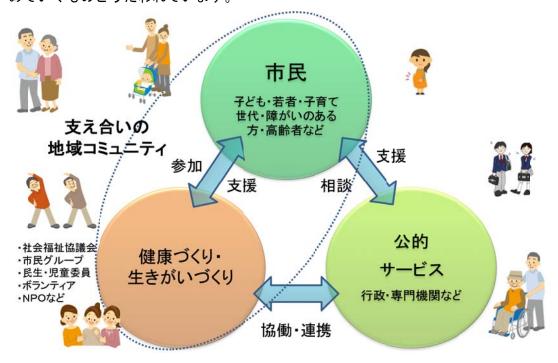
具体的には、制度では対象とならない生活課題への対応や、複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。また、今後は地方圏・中山間地方を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来どおりの縦割りでサービスを全て用意するのは困難となってくることも予想されます。

このような課題認識のもと、厚生労働省は、平成27年9月、誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスを実現するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示しました。

このビジョンにおいては、包括的な相談から見立て、支援調整の組立て、必要な社会資源の開発を行う包括的な相談支援システムや、高齢、障がい、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みの構築によって、さまざまなニーズに対応する新しい包括支援体制の確立を目指すとしています。

さらに、平成29年2月には、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」が取りまとめられました。

その中においては、「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであるとされています。さらに、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、今後の改革を進めていくものとうたわれています。



#### (3) 基本理念

# 「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」

(仮称) 新福祉会館建設の基本理念には、保健福祉総合計画中の地域福祉計画で掲げている4つの理念「人間性の尊重」、「自主・自立の確保」、「参加・連帯と共生」及び「生活の質の向上」の視点は欠かせません。

また、地域のニーズや課題を受け入れ対応できる場として、実際生活に即する「学び」 に関する視点を加えることで、小金井らしい施設づくりにつながります。

#### ●「人間性の尊重」

人は、全て生まれながらにして尊厳ある存在であり、その人権が最大限に尊重されるとともに、また、障がいのある人も、高齢者も子どももみんなが地域社会を支えている大事な一員であるというノーマライゼーションの理念を定着させます。

#### ●「自主・自立の確保」

全ての市民が、自主的な自己の意志に基づき、その能力に応じた自立的な生活が保持されるとともに、自己実現を図ることによって、有意義な生涯が送れるよう努めます。

#### ●「参加・連帯と共生」

公私が協働するとともに、市民がお互いにそれぞれの生活や考え方を大切にしながら、主体的に 社会参加し、連帯と支え合いのもとに共に生きる地域社会を形成します。

#### ●「生活の質の向上」

全ての市民が、平和のもとに健康で、安心感や豊かさ、生きがいやゆとりを感じとれるような「生活の質」の維持・向上を図ります。

「小金井市地域福祉計画」

# (4) 施設のコンセプト

新たな施設における基本的な機能「保健福祉の総合的支援の充実」、「参加と協働による 多様な交流や活動の推進」、「地域福祉活動の推進」は、地域が抱える課題の解決力、地域 を地盤とする包括的支援、地域丸ごとのつながりなどを強化していくこととなり、将来的 に求められる地域共生社会の実現に欠かせないものです。

今後の法制度の動向、保健福祉総合計画などの関連計画、本市の地域特性、課題等に的確に対応できる拠点であることが大切です。

あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築しつつ、健康づくり・生きがいづくりの機会を提供します。

#### 第4次小金井市基本構想・後期基本計画

5 つの課題

- ・総合的な地域福祉の推進
- ・高齢者のいきがいづくり
- ・子育ち・子育て支援の充実
- ・誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり
- ・健康づくりの推進・医療体制の充実



#### 小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

# 目指すべき 方向性

- ・多様な主体の交流、協働、連携を生み出す地域の実現
- ・子どもを安心して生み育てることのできる環境の充実
- ・誰もが健康で、いきいきと暮らすことのできる地域の実現



# 新たな施設

# 地域共生社会を実現するための拠点

1

保健福祉の総合的支援の充実

を加と協働による 多様な交流や活動の推進 3

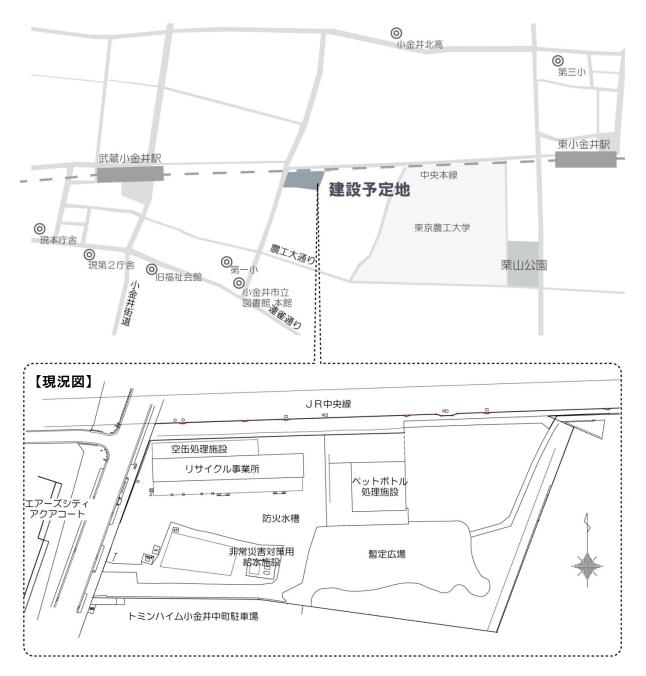
地域福祉活動の推進

# 3 建設場所

# (1) 建設予定地の概要

敷地名称	庁舎建設予定地(蛇の目ミシン工業工場跡地)		
所在地番	小金井市中町三丁目 1957 番 5、1957 番 7 及び 1957 番 9 小金井市緑町五丁目 1957 番 17		
敷地面積	11,252.05 m²		
法規制	用途地域	準工業地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	日影規制	4 時間、2.5 時間(測定面4m)	
	高度地区	第2種高度地区	
	防火地域	準防火地域	
(参考数値)	建築面積(許容限度)	6,751.23 m²	
	容積対象面積(許容限度)	22,504.10 m <sup>2</sup>	
	・リサイクル事業所	•防火水槽	
既存施設	•空缶処理施設	•非常災害用給水施設	
	・ペットボトル処理施設	▪暫定広場	

# 【計画地の周辺状況図】



# (2) 建設場所決定の経緯

(仮称) 新福祉会館は、本市における地域共生社会を実現するための拠点を目指すことから、以下の観点から候補地について検討を行いました。

- あらゆる市民に親しまれる施設とするため、市域のいずれのエリアに偏らないことが望ましい。
- 市民サービス向上の視点から、福祉と保健に関する総合的な相談機能は、申請手続等の受付窓口と近接していることが望ましい。
- 福祉関連施設を利用する方の交通手段として「自動車」は欠かせないところであり、一定のオープンスペースの確保が見込める立地であることが望ましい。
- 発災時の体制として、災害ボランティア拠点は災害対策本部等と緊密な連携が可能であることが 望ましい。
- 市のほぼ中央に位置する。
- (仮称)新福祉会館の実施事業、機能等をより向上させるためには庁舎機能との連携が重要
- 車でのアクセスが容易である必要があり、建設場所に接する道路は重要
- (仮称)新福祉会館は、子ども関連施策の活用を見込むことから徒歩・自転車又は公共交通を利用することも想定

これらの要件を満たす建設場所について、市域のどこからでも訪れやすい中心地に多目的室やマルチスペースといった「集う」「学ぶ」機能があることの効果はとても大きいと考えます。

保健センター、子ども家庭支援センター及び市民協働支援センターを導入することは、単に利便性の面だけでなく、出かけやすく集まりやすい市の中心に置くことで「集う」機能が効果的に機能することが期待でき、実際生活に即する「学び」に関する各種事業の実施は地域課題の解決力の強化、多様な担い手の育成・参画を促す効果も期待されることから、市の中心的な行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎と一体の敷地に整備することにより、地域共生社会の拠点を目指し、総合的サービス提供の基盤を築いてまいります。

# 4 施設の役割と事業展開



# (1) 保健福祉の総合的支援の充実

#### ア 保健衛生

健康教育や健康診査をはじめとする成人保健事業や食育事業を実施するほか、子育て 世代に対しては妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育ち・子育て支援事業と の連携による切れ目のない支援を行います。

また、成人・母子健康診査や各種講座等を市域のほぼ中央部で実施することにより、利用者の利便性を高めます。

#### 【機能イメージ】

- 各種健康診査や予防接種といった保健衛生事業の実施
- ・ 健康教育や健康づくりに関する講座等の実施
- ・ 妊娠・出産・育児に係る子育で世代が抱える不安や健康保持への切れ目のない支援の実施

#### 【(1)-ア-①】

機 能 名 保健センター

目 的 市民の健康福祉の増進等

対 象 等 成人、妊産婦、乳幼児等

想 定スペース ●事務室 ●各種健康相談室等(健康診断会場) ●検査室・消毒室

〇会議室 〇事業用多目的スペース 〇作業準備室

(〇印は共有可能スペース)

業務実績等 (H28 実績)

・ 成人健康診査 延べ 2,993 人

- 成人健康相談・講座 延べ 437 人

- 母子健康診査 延べ 3,553 人

- 母子健康相談・講座 延べ 4,349 人

- 予防接種 延べ 1,055 人

現 業 務 形 態 直営(一部業務委託)

#### イ 子育ち・子育て支援

子育ち・子育て支援事業の紹介のほか、各種講座等の開催、親子あそびひろばといった場の提供を基に、子育て世代の家庭がつどい、子育てに係る情報交換、情報共有を通じた地域のつながり、支え合いの場を提供するとともに、母子保健事業との相互連携による切れ目のない支援を行います。

また、子育て世代の親子が集う場の提供や各種講座等を市域のほぼ中央部で実施することにより、利用者の利便性を高めます。

#### 【機能イメージ】

- ・ 子育ち・子育て支援事業の紹介
- ・ 子育ち・子育て支援に関する講座の実施
- ・ 親子あそびひろばをはじめとする子育て世代の親子が集う場の提供

#### 【(1)**-イ-①**】

機 能 名 子ども家庭支援センター

対 象 等 市内に居住する満 18 歳未満の児童と保護者

- 地域で子育てに関わる活動をする者又はこれから活動しようとする者
- 親子あそびひろばは、おおむね6歳までの就学前児童とその保護者

想 定スペース ●事務室 ●相談室 ●ひろばスペース ●保育室

〇会議室 〇事業用多目的スペース 〇作業準備室

(〇印は共有可能スペース)

業 務 実 績 等 (H28 実績)

- 子育て相談 相談件数 3,322 件 専門相談 55 件
- 親子あそびひろば 利用者 24,690 人

現業務形態 直営(一部業務委託)

#### 【(1)**-イ-②**】

機能名しファミリー・サポート・センター

国 的 地域における一時保育等の育児に関する相互援助活動を支援することにより、市 民が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、 子育て家庭の福祉の増進に寄与する。

|対 象 等| ファミリー・サポート・センターの会員

援助活動を行う者(協力会員)と援助活動を受ける者(依頼会員)が、その会員相互による援助活動を行う会員組織

想定スペース ●事務室 〇会議室 〇事業用多目的スペース 〇作業準備室

(〇印は共有可能スペース)

業務実績等 (H28 実績) · 会員数 1,749 人 · 活動回数 4,235 回

現 業 務 形 態 業務委託

#### (2) 参加と協働による多様な交流や活動の推進

#### ア 地域福祉の担い手づくり

自らが住む地域が抱える課題、そこに住む手助けを必要としている人々に対し、市民 自らが自身の持つ能力を発揮し、主体的に地域を支え合える共生の社会作りを目指すた め、社会福祉協議会やNPO法人といった団体と協働し、ボランティア活動に関わる講 座・研修を開催します。

また、市民・行政の協働がなされるようコーディネートしたり、多様な市民活動をサポートしたり、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関われる場を創出します。

#### 【機能イメージ】

- ・ ボランティア活動に関わる講座、研修の開催
- ・ 市民協働のための活動拠点の整備による協働のまちづくりや人づくりの推進

#### 【(2)-ア-(1)】

機能名がランティア・市民活動センター

目 的 福祉のまちづくりのためのボランティア活動拠点の運営

|対 象 等 ボランティアしたい・必要としている個人・団体

想定スペース ●事務室 ○会議室等多目的スペース ○ボランティア作業室

(〇印は共有可能スペース)

業務実績等 (H28実績) 延べ480人

現 業 務 形 態 社会福祉協議会自主事業

#### 【(2)**-ア-②**】

機 能 名 (仮称)小金井市市民協働支援センター

国 的 小金井市市民協働のあり方等検討委員会の答申を踏まえ、協働の推進のための拠点を設置し、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関わることのできる環境を整備する。

対 象 等 市民、市民活動団体、行政等

想定スペース ●事務室 ○会議室等多目的スペース ○ボランティア作業室

(〇印は共有可能スペース)

※センター機能に必要な空間、設備は共有可能スペース等の中で別途検討する。

※ボランティア作業室は物品貸出スペースを含む

|業務実績等| (H28実績) 相談・コーディネート件数:147件

(※現在は市民協働支援センター準備室として実施)

現業務形態 業務委託

#### イ 多様な市民の交流・生きがいづくり

年齢や障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が集える各種イベントや、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施し、相互理解を促進しノーマライゼーションの理念の定着を目指します。

また、福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場を提供します。

なお、マルチスペースでは子どもから高齢者まで、多世代が気軽に立ち寄り、集まる ことのできる場を計画します。

#### 【機能イメージ】

- ・ 多くの市民が自由に利用できたり、イベント会場としても活用できる場
- ・ 講演会・講座や研修会場としての場
- ・ 旧福祉会館で行われていた実際生活に即する「学び」としての場
- ・ 旧福祉会館におけるロビーやギャラリー、娯楽室のような気軽に立ち寄ることができる場
- ・ ボランティア団体、各種サークル活動など、福祉と健康に携わる団体の活動・紹介場所の提供

#### [(2)-**1**-1]]

対 象 等 行政機関、市民等

想定スペース ◆多目的室 ◆マルチスペース ◆家事実習室

業務 形態 貸室受付などは指定管理を想定

想 定 事 業 26頁【活動スペース機能の利用イメージ】参照

#### (3) 地域福祉活動の推進

ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える生活課題に対し、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門員の配置及び福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を果たす「福祉総合相談窓口」を導入します。

#### 【機能イメージ】

- ・ 相談者自身が抱える生活課題を整理できず、適切な相談機関がわからない方と行政等をつなぐ コーディネート機能
- 福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信

#### 【(3)**-ア-(1**)】

機能名。福祉総合相談窓口

| 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、市の関係部署や適切な | 相談機関につなぐコーディネート機能を有する窓口を設置する。

内容等障がい者相談、高齢者相談、権利擁護相談、子育て相談、

健康相談、生活困窮者自立支援相談、女性総合相談、その他

想定スペース ●事務室 ●相談室

業務実績等 ※新機能のため現時点での実績なし

業務形態 直営若しくは業務委託等も視野に入れて検討

#### イ 福祉サービスの利用促進

生活困窮や成年後見、障がいのある方への就労支援や福祉サービスへの苦情等、各種福祉サービスの利用を促進するため、各種制度の紹介を行います。

#### 【機能イメージ】

- ・ 各種福祉サービスの紹介等
- ・ 専門機関における個別事業の利用促進

#### (3)-1-(1)

機 能 名 小金井市生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)

国 的 生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を 行うとともに就労その他の支援体制を構築する。

対 象 等 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある 者のうち、本事業による支援が必要と認められる市に居住するもの

想定スペース ●事務室 ●相談室 〇会議室

(〇印は共有可能スペース)

業務実績等 (H28 実績)

- プラン作成件数:82件(年間)

· 就労支援対象者数:37 人(年間)

- 相談件数:1.476件

現業務形態 業務委託

#### [(3)-**1**-**2**]

機 能 名 福祉サービス総合支援事業(小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい)

国 的 福祉サービスの利用に際しての相談、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応等を総合的かつ一体的に実施するための体制を整備する。

対 象 等 原則として市内に在住する高齢者及び障がい者

想定スペース ●事務室 ●相談室 〇会議室

(〇印は共有可能スペース)

業務実績等 (H28実績) 相談/援助件数:8,618件

現 業 務 形 態 業務委託

#### [(3)-**1**-③]

機 能 名 障害者就労支援事業(障害者就労支援センター)

国 的 障がい者の一般就労の機会の拡大を図り、障がい者が安心して働き続けられるよう、 小金井市障害者就労支援センターを設置する。

対 象 等 - 一般就労を希望する在宅の障がい者(児)

・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉的就労に就いている障が い者(児)

・ 企業、事業所等に在籍している障がい者(児)等

想定スペース ●事務室 ●相談室 〇会議室

(〇印は共有可能スペース)

業 務 実 績 等 (H28 実績) 就労者/相談者:71 人/延べ 8,032 人

現 業 務 形 態 業務委託

#### [(3)-**1**-**4**]

機 能 名 小金井市福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)

国 的 福祉サービスに関する苦情に公正かつ中立の立場で迅速に対応し、福祉サービス に対する市民の信頼性を高めるとともに、福祉の一層の向上を図る。

対 象 等 市が実施し、又は関与する福祉サービス利用者

想 定スペース ●事務室 ●相談室 〇会議室 〇作業室

(〇印は共有可能スペース)

業務実績等 (H28実績)苦情対応件数:9人

現業務形態 直営

#### ウ 災害時ボランティア拠点

地震等による大規模災害発生時における、災害ボランティアの活動拠点としての「災害ボランティアセンター」機能を設けます。

#### 【機能イメージ】

- ・ 社会福祉協議会における災害ボランティアの養成
- ・ 災害時におけるボランティアの受け入れ場等の調整

#### 【(3)-ウ-(1)】

機 能 名 災害ボランティアセンター

目 的 災害時における被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点整備

対 象 等 災害支援活動を希望する個人や団体

想定スペース ◆多目的室 ◆マルチスペース

※通常時はボランティア・市民活動センター内での設置を想定

業務実績等 なし

現業務形態 社会福祉協議会を主体した協働の運営形態を想定

※小金井市と社会福祉協議会は「災害時におけるボランティア活動支援に関する協 定書」を締結(H17.8.9)している。

#### (4) 社会福祉協議会について

小金井市社会福祉協議会(以下「市社協」といいます。)は、社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域福祉活動を推進する体制づくりとして「小金井市保健福祉総合計画」においても市との連携強化を図ることとしています。地域福祉を推進し、新施設の機能を更に高めるためにも、中核となる組織である市社協の事務室等を(仮称)新福祉会館へ併設します。

また、市と市社協は、地震その他の災害が発生した場合において、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携することを目的とした「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を締結しています。

機 能 名 小金井市社会福祉協議会(事務室等)

目 的 地域福祉活動の推進

想定スペース ●事務室 ●相談室 〇会議室 〇作業室

(〇印は共有可能スペース)

現 業 務 形 態 法人運営

# (5) 集約化対象施設の現状

#### 【保健センター】

機能:(1)保健センター(成人・母子保健)

(2)子ども家庭支援センター

(3)ファミリー・サポート・センター

所在地 : 小金井市貫井北町 5-18-18

面積 : 2156. 24 ㎡

建物構造:鉄筋コンクリート造

その他:平成7年に保健所として建設

平成9年に市に移管



#### 【社会福祉協議会事務所等】

機能 : (1)社会福祉協議会

(2)小金井市自立相談サポートセンター

(3)小金井市権利擁護センター

(4)ボランティア市民活動センター

(5)市民協働支援センター準備室

(6)小金井市悠友クラブ連合会 (※)

(※) 新施設への導入予定なし。

所在地 : 小金井市本町 5-36-17

面積 : (1)232 ㎡ (2)32 ㎡ (3)34 ㎡(4)(5)68 ㎡

(6)9 m<sup>2</sup>

建物構造:鉄骨造

その他 : 現在は民間物件を賃借



#### 【市役所第二庁舎】

機能:(1)小金井市福祉サービス苦情調整

委員事務局(8階)

(2)小金井市障害者就労支援センター

「エンジョイワーク・こころ」

(1階)

所在地 : 小金井市前原町 3-41-15

面積 : (1)38 ㎡(2)51 ㎡ (共有の相談室含む。)

建物構造:鉄骨鉄筋コンクリート造

その他:現在は民間物件を賃借



### (6) 未導入となった機能の検討状況について

以下の機能は、旧福祉会館に導入されていた機能及び本町暫定庁舎敷地を建設場所とした「(仮称)新福祉会館建設計画(案)」において導入予定とされていた機能である。これらの機能については、導入機能の検討を行う中で全体的な協議を行った。

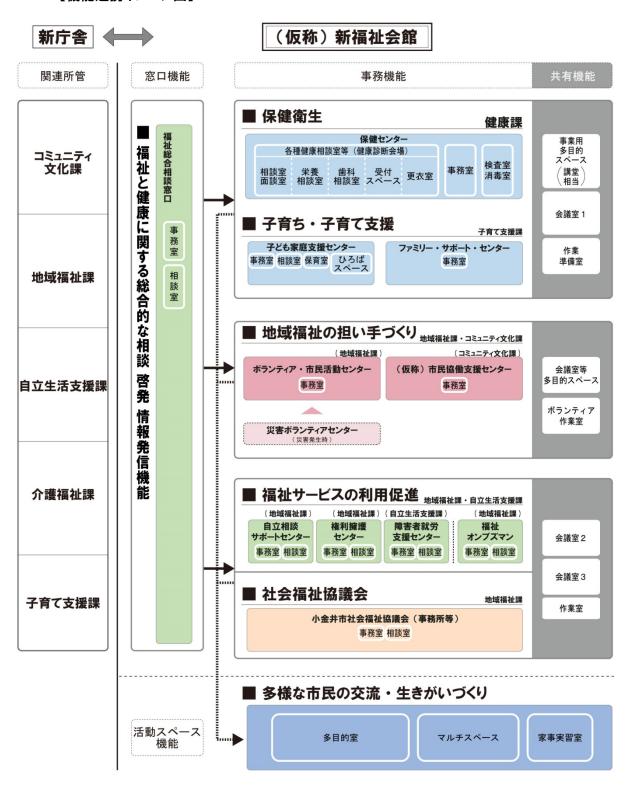
特に取り上げられた公民館本館事務室の協議では、新たな施設における多目的室などの貸し室の機能については、旧福祉会館の福祉施設としての集会室及び旧公民館本館の貸し室としての面積を合計した面積と同等以上の広さを現在想定していること、従来の公民館活動などの「学び」のご利用を含めてボランティア活動や地域の活動といった様々なご利用をいただくことを想定していることから、今後、単なる貸館にならないような運営を考える上ではむしろ公民館事務室機能を導入するなどで社会教育施設という専用機能に固定化してしまうよりいいのではないかという意見が多かった。

なお、その他の機能については、既に市において関係者と将来を見据えた検討が行われている機能や、今後の施設の運営方法の中での運用可能と考えられる機能もあるため、基本理念やコンセプトを鑑み、現時点において総合的に検討を行った結果、本基本計画案での導入機能とはしていないが、新たな施設は、高齢者や障がい者の活動及び集いの場ともなるよう、今後の運営方法等についてはさらなる検討を行う必要がある。

未導入となった機能名称	旧福祉会館	(仮称)新福祉会館建設計画(案) ※本町暫定庁舎敷地建設案
公民館本館事務室	0	_
悠友クラブ連合会事務局	0	0
健康治療室	0	健康ルーム
売店	0	軽喫茶室
喫茶室	0	轻突狀主
福祉共同作業所	0	0
浴室	0	_
シルバー人材センター	_	0
障害者地域自立生活支援センター	_	0
精神障害者地域生活支援センター	_	0

# 5 各機能における関係機関との連携について

(1) 機能全体の連携について 【機能連携イメージ図】

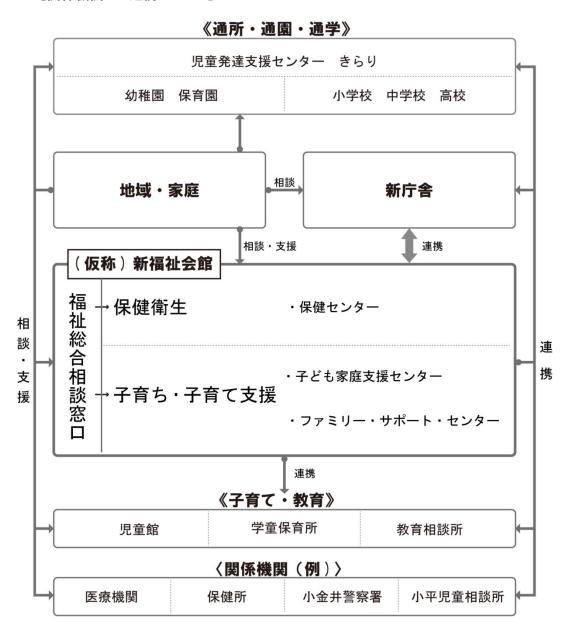


※ このイメージ図は、部屋の配置、大きさ等を定めたものではありません。

# (2) 保健衛生、子育ち・子育て支援

(仮称)新福祉会館内に導入予定の保健センター、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターと、外部関係機関との連携図を以下に示します。

#### 【関係機関との連携イメージ】



(3) 多様な市民の交流・生きがいづくり 【活動スペース機能の利用イメージ】

# 市民(一般利用)

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、あらゆる市民が集える各種イベントや講演、講座、研修等の開催
- ・健康づくり、生きがいづくり等、市民の個別のニーズに応じた学習機会や学習の場としての活用
- ・旧福祉会館におけるロビーやギャラリー、娯楽室のような気軽に立ち寄れる場としての活用
- ・旧福祉会館で行われていた実際生活に即する「学び」を 実践する場としての 活用

# 多目的室・マルチスペース・家事実習室

(活動スペース機能)



# (使用例)

- ・男女共同参画に関する講演会等の開催
- ・調理実習を伴う男女共同参画関連事業
- · 介護保険運営協議会
- 介護保険関係事業者向け集団指導事業
- ・介護サービス事業者連絡会
- ·介護認定審査会·介護認定調査員研修
- ・小金井市高齢いきいき活動推進事業
- ・小金井さくら体操自主グループ活動
- ・シルバーパス更新受付会場

### 行政使用

- 地域自立支援協議会
- ・障害者週間イベント等絵画展示、講演会、物品販売
- ・子どもの人権講座
- ・青年学級(みんなの会)
- 国際交流事業
- ・市民講座
- ・市民がつくる自主講座(一般部門・男女共同参画部門)
- ・シルバー大学 など

### (4) 福祉総合相談窓口

#### 【相談イメージ】

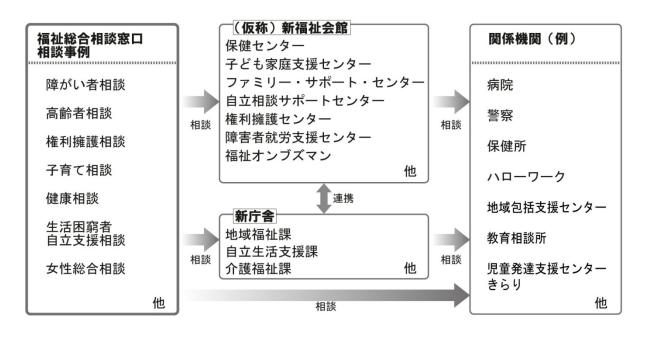
- ・本人からの相談だけでなく、ご近所や民生委員の方などからの「どうしたらよいかわからない」との相談の対応
- ・市役所に行きづらいので気軽に相談できる場所がほしい。
- ・必要な機関へ確実につなぐ。
- ・複数の相談窓口で同じことを何度も繰り返して伝えることが精神的、肉体的に負担が大きい。
- ・課題が複雑化・深刻化する前に解決を図る。
- ・相談者のニーズに応じた的確な相談ができて、専門的な相談にも応じることができる。
- ・問題・課題を整理・見える化し、相談者の主訴を順位づけた上で支援先につなぐ。必要な情報(関係機関や専門相談等紹介)を提供する。
- ・市役所には制度的に存在しない場合でも解決の道筋となるよう、お話を伺う。

#### 【福祉総合相談窓口における相談事例】

	相談例	福祉総合相談窓口でコーディネート
(A)	無職、精神疾患の疑いあり。 借金のため経済的に困窮している。	地域福祉課、自立相談サポートセンター、 障害者就労支援センター、自立生活支援課、 消費生活相談室
(B)	家族が高齢のため、免許を返納させたい。	話を聞き、一緒に考え、解決策を探す。
(C)	認知症の親と、精神疾患がある子の二人 世帯	地域包括支援センター(認知症初期集中支援チーム)、病院、保健所、権利擁護センター、地域福祉課、自立生活支援課
(D)	隣の家にごみがあり、異臭がする。 自宅はごみ散乱、不衛生、金銭管理もで きず生活支援が必要だが、行政の支援対 象になっていない例	話を聞き、一緒に考え、解決策を探す、片 付け業者を紹介、権利擁護を紹介、必要が あれば見守り(民生委員との連携)
(E)	高齢の親の年金とパート収入でひきこもり。中高生の子を養っていたが、高齢により収入が途絶えた。	地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、 自立サポートセンター、保険年金課、ハロー ワーク立川

#### 【関係機関との連携イメージ】

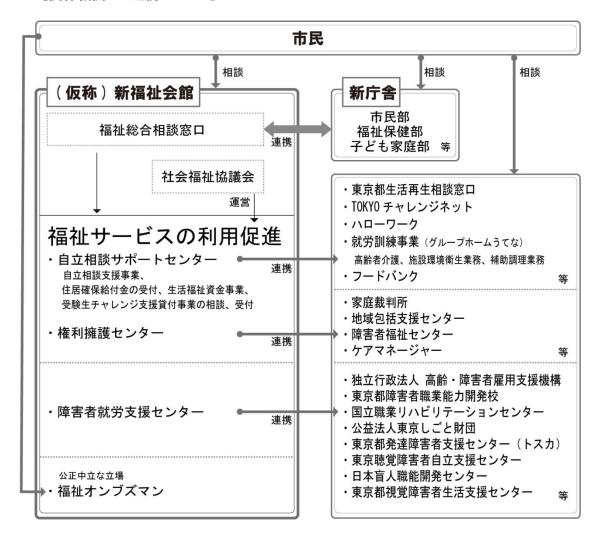
福祉総合相談窓口は、(仮称) 新福祉会館内の機能や新庁舎内の機能、外部機関へ相談者を適切につなぐ役割を担います。(仮称) 新福祉会館、新庁舎、関係機関への相談の流れを以下に示します。



# (5) 福祉サービスの利用促進

自立相談サポートセンター、小金井市権利擁護センター、障害者就労支援センター、福祉オンブズマンと、外部関係機関との連携図を以下に示します。

#### 【関係機関との連携イメージ】



# 6 施設整備方針

#### (1) 建物計画の基本的な考え方

#### 【施設運営の在り方について】

・施設整備に当たっては、機能的なまとまりとともに、管理動線の効率化や視認しやすいレイアウト構成を念頭に設計を進め、利用者にとって利用しやすい施設とするほか、同時に活動スペース機能では高い稼働率を目指し、効率的に運用が可能となるよう工夫します。また、施設が永く市民に親しまれ、利用されるため、時代や利用者ニーズの変化に柔軟に対応し、定期的にサービス内容等の見直しを行うなど、市民とともに育つ施設を目指します。

#### 【周辺環境にふさわしい施設計画】

・施設は小金井市の特徴である豊かな自然をモチーフとして、桜や緑の保存・移植・植樹などにより、「小金井市の景観にふさわしい建物」となるよう検討します。

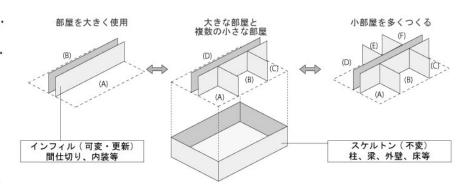
#### 【市民のシンボルとなる施設計画】

・建物はJR中央線の車窓からも視認できる位置にあります。施設が福祉活動の拠点となり、小金井市民にとってシンボルと感じられるような、木を用いるなど温もりのある優しい外観を検討します。

#### 【スケルトン・インフィル方式の活用】

・多目的での活用が可能なスペースを確保することや可能な範囲においてスケルトン・インフィル方式 (\*\*) を取り入れ、限定的な部屋をつくるのではなく、社会のニーズの変化に柔軟に対応できる空間を目指します。

(※) スケルトンとは、柱・梁・床などの構造躯体を示し、壁・インフィルとは間仕切り備の 仕上げ材など様々な設備の 総称をいい、スケルト・考・インフィルを分、耐震性・考を インフィルを分、耐震性・持してよることにより、造体を疾表、耐 久性のある構造体を変え、 できるという考え方です。



#### 【アプローチ環境の向上】

- ・大きな庇で施設の表情を持たせるなど、来館者をやさしく迎え入れるアプローチ空間 を目指します。
- ・ベンチや木陰空間を設けるなど、歩道空間の環境の向上を目指します。

#### 【地産地消を推進する施設】

・多摩産木材を多用することで温もりあるインテリアを計画、また福祉器具販売や作品 展示ができる空間を備え地域力の醸成を目指します。

#### 【近隣への配慮】

・周辺住戸に対して日影や圧迫感に配慮した配置計画、外壁に木を使ったデザイン、壁 面緑化・屋上緑化など近隣への配慮を十分に行います。

#### 【エントランス・受付カウンター】

- ・見通しの良いエントランスや、情報ディスプレイに館内の予定を掲示するほか緊急時には文字表示で告知等、必要な情報がすぐ理解できるように検討します。
- ・電動車椅子の利用も考えた高さを検討します。
- ・携帯型の磁気ループの配備を検討します。

#### 【エレベーター計画】

・エレベーター内外にモニターを設置し、エレベーターホールや事務室で異常を察知で きるよう配慮します。

#### 【内装計画】

- ・腰壁や巾木の色を際立たせ、床と壁の色の違いをはっきりとさせ、通路の場所や方向 性をわかりやすくなるよう配慮します。
- ・壁の色は白くすると眩しいため、アイボリー系色等の目に優しい色を検討します。

#### 【サイン計画】

- ・高齢者、弱視者の視認性に配慮した色彩計画を検討します。
- ・音声誘導サイン、点字サインを併設し、誘導床材は車いす等の支障のないよう突起の 低いものを検討します。
- ・壁平付サインは角を取り、取付高さは車椅子使用者の目線にも配慮します。
- ・トイレピクトサインの色・形状は一般的な色を検討します。
- ・適切にサインを設置し、情報過多とならないよう配慮します。

#### 【避難誘導計画】

- ・火災報知器等に連動する非常放送、警報ランプの設置を検討します。
- ・階段入口付近の避難誘導灯は、フラッシュ点滅タイプの設置を検討します。

#### 【トイレ計画】

- ・誰でもトイレは車いす使用者、オストメイト使用者、おむつ等交換者を優先します。
- ・視覚障がい者にとって誰でもトイレは広く使いづらいため一般トイレに誘導します。
- ・洗浄操作ボタン、手すりは壁の色と差をつけ、非常時呼出装置は設置位置を検証します。
- ・トイレブースが使用中であることを分かりやすくするサインの設置を検討します。

#### 【子どもの育ちと子育ての支援拠点】

- ・就学前の乳幼児とその保護者が安心して気軽に遊べる場、交流できるつどいの場を提供するとともに、相談については、プライバシーに配慮した相談室の設置を検討します。また、保育付き事業実施に当たり、専用の保育室の設置を検討します。
- ・可能な限り壁を減らし、背の低い家具・置物等でレイアウトすることで、見通せる空間をつくり、安全に配慮した環境を目指します。
- ・ベビーカーの利用者が多いことが見込まれるため、ベビーカー置場を検討します。
- ・授乳やおむつ替え等ができる設備を検討します(赤ちゃん休憩室の設置)。
- ・東京都の「赤ちゃんふらっと」の基準を満たす設備となるよう配慮します (トイレ、 授乳室等)。
- ・トイレトレーニングが行えるよう、幼児用トイレ等の器具・設備の設置を検討します。

# (2) 外構計画の検討

#### ア 緑化計画・環境配慮について

#### 【地球環境に配慮した建物】

・空調設備や照明器具等、再生可能エネルギー等を十分考慮し、自然換気と自採光の得 やすい構成とします。中水利用や太陽光利用については初期費用とのバランスに配慮 した検討をします。また、敷地内の緑地スペースの確保や屋上緑化を積極的に行い、 小金井らしい景観形成を目指します。

#### イ 駐車場・駐輪場計画について

#### 【駐車場計画】

- ・車による来館者に配慮し、施設入口近くに車寄せ・乗降スペース等を予定します。
- ・地域保健・福祉サービスの拠点でもあることから、施設利用者の利便性や、障がい者 や高齢者等に配慮して、障がい者用を含め、駐車場はできる限りゆとりをもった駐車 場を敷地内に整備します。

#### 【自転車駐輪場配置計画】

・施設への交通手段として、多くの利用が予想される自転車の駐輪場を整備します。また、利用対象者を考慮し、高齢者用自転車や幼児2人用自転車等も駐輪しやすい、ゆとりある駐輪スペースの確保に努めます。

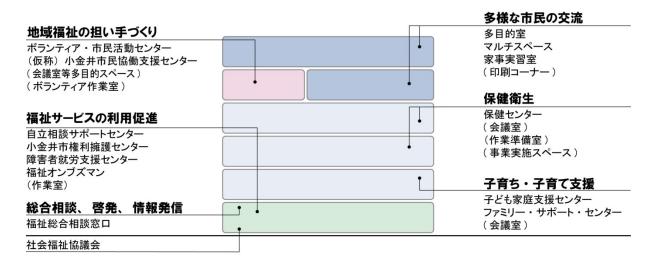
### (3) 建物の空間イメージ

(仮称)新福祉会館は新庁舎と同敷地に計画されるため、新庁舎と(仮称)新福祉会館の配置計画(単体・複合等)によって、(仮称)新福祉会館は4階建て、5階建て、6階建てとなることが想定されます。この3種類の空間イメージをもとに、機能間の連携について検討を行いました。以下に概要を記載します。

#### 【共通事項】

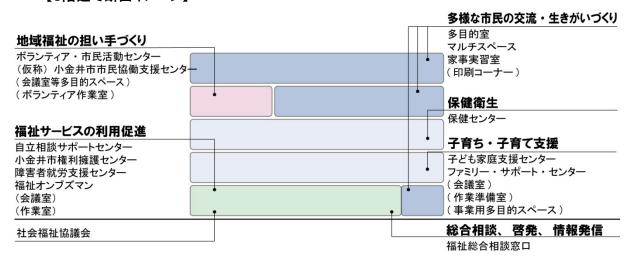
- ・階によるゾーニングを明確にし、各機能の独立性と連携性を図ります。
- ・低層部はマルチスペースを中心に気軽に入りやすいエントランスと、福祉総合相談窓口による相談のコーディネート機能を予定します。また、福祉総合相談窓口には各種事務機能を隣接させる配置とし、関係機関との連携性を図ります。
- ・中層部は保健センター、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター を計画し、保健センターはできる限り、1フロアに計画します。
- ・上層部はボランティア・市民活動センター、(仮称) 小金井市市民協働支援センターと 活動スペース機能を計画します。

#### 【6階建て断面イメージ】

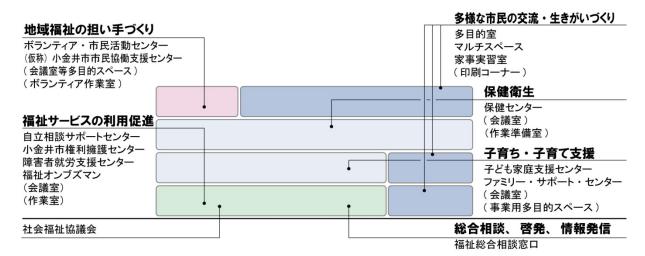


※想定スペースの()は共有

#### 【5階建て断面イメージ】



#### 【4階建て断面イメージ】



※想定スペースの()は共有

#### (4) 建設規模

公共施設等総合管理計画を踏まえ多機能化・複合化による総量抑制を図ることを前提に、施設の規模は、延床面積3,500㎡を基本とし、個別機能の他に多数の市民の利用が可能な多目的室やマルチスペース、家事実習室を設置します。

#### 【機能分類別の面積と想定スペース】

分	類	主な機能(事業)	面積	想定スペース ()は共有	
保健福祉の 総合的支援 の充実	保健衛生 子育ち・子育 て支援	保健センター 子ども家庭支援センター ファミリー・サポート・センター	おおむね 1,020 ㎡	事務室、相談室、各種健康相談 室等、検査室・消毒室、(会議 室)、(事業実施スペース)、(作 業準備室)、保育室、ひろばスペ	
参加と協働	地域福祉の担い手づくり	ボランティア・市民活動センター (災害ボランティアセンター) (仮称)市民協働支援センター	おおむね 135 ㎡	事務室、(会議室等多目的スペース)、(ボランティア作業室)	
による多様 な交流や活 動の推進	多様な市民 の交流・生き がいづくり	多目的室 マルチスペース 家事実習室 (印刷コーナー)	おおむね 710 ㎡	多目的室、マルチスペース、家事 実習室、印刷スペース等	
	総合相談、啓 発、情報発信	福祉総合相談窓口	おおむね 20 ㎡	事務室、相談室	
地域福祉活動の推進	福祉サービスの利用促進	自立相談サポートセンター 権利擁護センター 障害者就労支援センター 福祉オンブズマン	おおむね 180 ㎡	事務室、相談室、(会議室)、(作業室)	
社会福祉協議会		社会福祉協議会事務局	おおむね 35 ㎡		
その他附帯設備等			必要面積 (別途調整)	倉庫、更衣室等	
小計			おおむね 2,100 ㎡		
共 用 部 相 当 分			おおむね 1,400 ㎡	玄関ホール、廊下、階段、トイレ、 多目的トイレ、エレベーター、エレ ベーターホール、電気室等各種 設備室など	
合		計	3,500 m²		

#### (5) 施設整備・事業費のスケジュール

(仮称) 新福祉会館は、平成33年度竣工までのスケジュールを下表のように想定し、延床面積3,500㎡を前提とした総事業費、約16億6千万円と試算しています。

【施設整備・事業費のスケジュール】

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計
整備	建設基本計画						
	設計者選定						
スケ	基本設計						
整備スケジュー	施工者選定						
ᆔ	建設工事						
	竣工						
	建設基本計画	10,800					10,800
支出	基本設計 実施設計		25,056	53,243			78,299
出	工事監理				13,975	13,975	27,950
	建設工事				770,000	770,000	1,540,000
	合 計	10,800	25,056	53,243	783,975	783,975	1,657,049

(単位:千円)

<sup>(※1)</sup> 財源については基金繰入の他、地方債や国都補助金等の活用に努めていきます。

<sup>(※2)</sup> 消費税率は、平成29年度から平成31年度までは8%、平成32年度以降は10%

## 7 管理運営

市では多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として指定管理者制度を導入しており、旧福祉会館においても指定管理者制度を導入して建物の管理運営を行っていました。

(仮称) 新福祉会館においても、効果的・効率的に施設管理を行うため、最適な管理運営体制を検討します。

#### 【現在の業務形態】

機能名称	直営	委託
福祉総合相談窓口		委託を検討
保健センター	相談事業	健診事業
子ども家庭支援センター	子育て相談、その他	親子あそびひろば
ファミリー・サポート・センター		0
ボランティア・市民活動センター		*
災害ボランティアセンター		0
(仮称)小金井市市民協働支援センター		0
小金井市生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)		0
福祉サービス総合支援事業(小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい)		0
障害者就労支援センター		0
小金井市福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)	0	
小金井市社会福祉協議会(事務室等)		0

(※) 社会福祉協議会自主事業

### 8 災害時危機管理

#### (1) 災害に強い、安全な施設

(仮称)新福祉会館として、普段から多くの人が利用するだけでなく、大規模災害 発生時における、災害ボランティアの活動拠点としての役割を果たすため、必要な耐震 安全性や機能を備えた施設を目指します。

#### (2) 災害時の機能転換について

大規模災害時等の非常事態には、多目的室や各事業スペース等の災害時機能転換を 円滑に行えるように、機能転換方法等について検討を行います。

#### (3) 災害ボランティアセンターの設置

小金井市と社会福祉協議会は、「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を平成17年8月9日に締結しています。社会福祉協議会、市民活動団体との連携を強化するとともにボランティア活動体制の強化を推進します。

災害時における自助・共助・公助について地域とともに考えるリーダー的な役割を 果たす施設となるよう検討します。

## 9 基本計画策定の経緯

(1) (仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会

#### ア 期間

平成29年4月13日から平成30年3月31日まで

#### イ 検討内容

(設置要綱抜粋)

(仮称)小金井市新福祉会館(以下「新施設」という。)建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画の策定において必要な事項を検討し、及び協議する。

#### 【検討内容一覧】

区分	開催日程	検討内容等	
第1回	平成29年	〇 検討委員会の目的及び設置要綱の説明	
お「四	4月14日	〇 福祉保健部案及び市民説明会の説明	
	平成29年	〇 市民説明会結果報告	
第2回	4月27日	〇 理念・機能と事業展開の整理	
	47,127 H	〇 建設場所及び規模等について	
第3回	平成29年	〇 理念・機能と事業展開の整理	
<b>第3回</b>	5月15日	○ 垤心 依能 ○ 争未版例 の 逆 垤	
Art. 4	平成29年		
第4回	5月30日	〇 理念・機能と事業展開の整理	
	平成29年		
第5回	6月7日	〇 理念・機能と事業展開の整理	
	平成29年		
第6回	6月15日	〇 理念・機能と事業展開の整理	
	₩ #20Æ	〇 理念・機能と事業展開の整理	
第7回	平成29年 6月23日	〇 建設場所及び規模等について	
		O 建設基本計画(素案)について	
# O E	平成29年	○ 净乳サナ製菌(事実)について	
第8回	6月29日	O 建設基本計画(素案)について	

## (2) (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会

#### ア期間

平成29年7月7日から平成30年1月31日まで

#### イ 検討内容

(設置要綱抜粋)

(仮称)小金井市新福祉会館(以下「新施設」という。)建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画の策定において必要な事項を検討し、及び協議する。

#### 【検討内容一覧】

区分	開催日程	検討内容等
		〇 委員顔合わせ
第1回	平成29年	○ 委員長·副委員長選任
新 I 凹	7月7日	〇 建設基本計画(素案)説明
		〇 建設場所の検討(確定)
施設見学	平成29年	〇 所沢市「子どもと福祉の未来館」
<b>爬</b> 政兄子	8月21日	〇 三鷹市「元気創造プラザ」
第2回	平成29年	〇 基本理念の検討
<b>第</b> 4四	9月12日	〇 導入機能等の検討
第3回	平成29年	〇 導入機能等の検討
<b>第3</b> 四	10月6日	〇 建設基本計画(案)作成
第4回	平成29年	〇 導入機能等の検討
<b>第</b> 4回	10月24日	〇 建設基本計画(案)作成
第5回	平成29年	O 建設基本計画(案)作成
<b>第5回</b>	11月7日	○ 建放塞平計画(朱州F成
	平成29年	
	11月22日	〇 パブリックコメント実施
	~12月21日	
第6回	平成30年	○ パブリックコメントを踏まえた建設基本計画(案)の検討
<b>⋦∪</b> 凹	1月15日	○ ハノソソノコグントで始まんに建設を平計画(余)の検討
第7回	平成30年	○ 建設基本計画(案)の確定、市長へ提出
第7回	1月30日	○ 建設基本計画(案)の確定、市長へ提出

## 10 (仮称)新福祉会館建設に向けたこれまでの経緯

時 期	内 容
昭和43年3月	(旧)福祉会館建築
平成23年3月	(旧)福祉会館耐震診断委託において、耐震補強等の対策が必要であり、建物全体 に対しても補修等の改善が必要であるとの診断を受け、耐震補強工事等庁内検討 委員会を設置
平成23年3月	庁内検討委員会における検討の結果、耐震工事は行わず最終的な場所は決定しな
~平成24年3月	いが建て替えを行うことを決定
平成24年4月	福祉会館の整備等に関する庁内検討委員会を設置し、検討の結果、耐震補強工事
~平成26年6月	を行うことが現実的と判断するとともに、建て替えに向けた課題の整理について協議・検討を継続
平成26年7月	保健福祉施策における制度変更等、将来を見据え、新たな基本理念のもと、新たな 場所で施設を建設することを決定
平成26年12月	建設予定地を本町暫定庁舎用地とした平成31年度竣工目標の(仮称)新福祉会館 建設計画(案)を策定
	(仮称)新福祉会館建設検討委員会(第1回)開催
平成27年12月	※以降の開催はせず、平成28年10月に解散
	市長交代に伴い(仮称)新福祉会館建設に係る事業を中断
平成28年3月	庁内にプロジェクトチームを設置し、新庁舎建設において本庁舎・第二庁舎・福祉会
~平成28年8月	館・図書館・前原暫定集会施設・本町暫定庁舎を複合化することの調査、検討実施
	小金井市議会「新福祉会館と新庁舎の早期建設を求める決議」を全会一致で可決
平成28年10月	6施設複合化をゼロベースで見直すことと合わせ、新庁舎・新福祉会館・清掃関連施設の再整備を一体的な課題とし、早急な検討に着手
平成28年12月	新庁舎及び新福祉会館は、平成33年度竣工を目標とすることを表明
平成29年1月 ~平成29年3月	福祉保健部内で、(仮称)新福祉会館建設計画について検討し、「(仮称)新福祉会館建設に係る検討結果報告書」を策定
平成29年4月	(仮称)小金井市新福祉会館建設に関する市民説明会を開催(2回)
平成29年4月 ~平成29年6月	(仮称)小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会を設置し、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について調査、検討を行い、「(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画(素案)」を策定
平成29年7月	(仮称)小金井市新福祉会館建設市民検討委員会を設置し、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画の策定において必要な事項を検討、協議を開始
平成29年10月	小金井市議会が「市民サービスの充実に向け、(仮称)新福祉会館の床面積の弾力 的見直しを求める決議」を全会一致で可決

平成29年11月 ~平成29年12月	(仮称)小金井市新福祉会館建設市民検討委員会による「(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画(案)」に対するパブリックコメントを実施
平成29年11月	(仮称)小金井市新福祉会館建設市民検討委員会による「(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画(案)」の市民説明会を開催(2回)
平成29年12月	小金井市議会が「(仮称)新福祉会館機能に係る議員間討議結果による市議会としての最大公約数の意見等」を市長に送付、また、「福祉総合相談の在り方を早急に示すことを求める決議」を可決
平成30年1月	(仮称)小金井市新福祉会館建設市民検討委員会が「(仮称)小金井市新福祉会館 建設基本計画(案)」を市長へ提出

#### おわりに

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会(案) は、市長へ案を提出するという使命を担った各委員が、それぞれの立場から熱心な意見を表出し、議論を展開してきました。

当初の予定では5回という開催回数でしたが、最終的には他市の施設見学を含めて計8回にわたる委員会が開催されました。

市からは、多機能かつ新しいコンセプトである新施設の建設計画が素案として示され、委員会での御意見もそれぞれの立場を超えて多種多様でしたが、各委員の御協力により、委員会としての基本計画案をまとめることができました。

一方、各機能について今後の施策の方向や運用も含め、時間をかけた議論が必要ではないかという委員からの御意見もありました。

そこで、計画案本文に記載されていないものの、熱心に取り組まれた各委員のさまざまな思いがあったことを表すものとして、それらの御意見等を集約し、資料6として添付することとしました。今後の検討の参考としていただけると幸いです。

今回策定した計画案を基に、市としての計画策定や計画の具現化にあたっては、市における地域課題を十分反映し、地域共生社会の実現を目指す小金井市の市民の皆様に親しまれる施設となることを願っています。

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 委員長 根 上 彰 生

## 資 料 編

【資料1】(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 委員名簿

【資料2】(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱

【資料3】(仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会設置要綱

【資料4】建設予定地(蛇の目ミシン工業工場跡地)の現況等

【資料5】施設見学報告書

【資料6】各委員から寄せられた意見について(まとめ)

## (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 委員名簿

区分	氏 名	委 嘱 期 間	推薦団体・所属団体等	選出区分
委員長	根 上 彰 生 (ねがみ あきお)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで	日本大学理工学部 教授	建築に関する学識経験者
副委員長	金 子 和 夫 (かねこ かずお)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで	ルーテル学院大学 教授	福祉に関する 学識経験者
	佐藤宮子 (さとうみやこ)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで		
	上 原 和 (うえはら かず)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで		公募による
	山 本 美 津 子 (やまもと みつこ)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで		市民
	諏 訪 間 千 晃 (すわま ちあき)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで		
	荒 井 康 善 (あらい やすよし)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで	小金井市地域自立支援協議会	
委員	酒 井 利 高 (さかい としたか)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで	小金井市介護保険運営協議会	福祉関係審議会等
	小 林 久 滋 (こばやし ひさじ)	平成29年7月7日から 平成29年8月30日まで	小金井市市民健康づくり審議会	
	大 西 義 雄 (おおにし よしお)	平成29年9月12日から 平成30年1月31日まで		
	水 津 由 紀 (すいつ ゆき)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで	小金井市子ども・子育て会議	
	深 澤 義 信 (ふかさわ よしのぶ)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで	小金井市社会福祉協議会	市内福祉関係団体等
	永 並 和 子 (えなみ かずこ)	平成29年7月7日から 平成30年1月31日まで	小金井市民生委員児童委員協議会	四条 致 量 計 量 克

#### (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)小金井市新福祉会館(以下「新施設」という。)建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画(以下「計画」という。)の策定において必要な事項を検討し、及び協議するため、(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、計画(素案)を基に、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、 その結果を反映させた計画(案)を市長に提出するものとする。
  - (1) 新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等
  - (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。
  - (1) 公募による市民 4人以内
  - (2) 福祉関係審議会等に属する者 4人以内
  - (3) 市内福祉関係団体等に属する者 2人以内
  - (4) 福祉に関する学識経験者 1人以内
  - (5) 建築に関する学識経験者 1人以内
- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成29年12月31日までとする。
- 3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合に おいて、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第1号に定める委員の選考方法は、応募者に市が指定する題名で作文の提出を 求め、選考によって選出する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (運営)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会の会議を招集し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。 (意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

# (仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱(平成29年要綱第57号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成29年12月31日」を「平成30年1月31日」に改める。 付 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

#### (仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 小金井市新福祉会館(以下「新施設」という。) 建設に当たり、新施設に 求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について調査し、検討するため、(仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。) を 設置する。

(所掌事項)

- 第2条 庁内検討委員会は、次に定める事項について調査し、検討する。
  - (1) 新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等に関すること。
  - (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
  - (3) その他新施設建設の検討等に関して、庁内検討委員会が必要と認めること。 (庁内検討委員会の委員)
- 第3条 庁内検討委員会は、次の者を委員として構成する。
  - (1) 福祉保健部長
  - (2) 子ども家庭部長
  - (3) 企画政策課長
  - (4) コミュニティ文化課長
  - (5) 地域福祉課長
  - (6) 福祉会館等担当課長
  - (7) 自立生活支援課長
  - (8) 介護福祉課長
  - (9) 高齢福祉担当課長
  - (10) 健康課長
  - (11) 子育て支援課長
  - (12) 子ども家庭支援センター等担当課長
  - (13) 建築営繕課長
  - (14) 公民館長

(庁内検討委員会の運営)

- 第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、会議を招集し、統括する。
- 3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第6号の委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、前条に定める委員以外の者を必要に応じて出席させることができる。 (庁内検討委員会の庶務)
- 第5条 庁内検討委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。 (部会)
- 第6条 委員長は、庁内検討委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、庁内検討委員会に作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会の運営について必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月13日から施行する。
  - (小金井市福祉会館整備等に関する庁内検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 小金井市福祉会館整備等に関する庁内検討委員会設置要綱(平成24年5月16日制 定)は、廃止する。

#### 建設予定地(蛇の目ミシン工業工場跡地)の現況等

#### 1 航空写真

敷地は武蔵小金井駅と東小金井駅の中間にあり、北側は JR 中央線、東側は畑、南側はトミンハイム小金井中町に隣接し、西側のみ道路に接しています。



#### 2 敷地調査

敷地は、蛇の目ミシン工業工場跡地を平成 4 年度に公共公益施設建設用地(後に 庁舎建設予定地)として市が購入したもので、一部を暫定的に広場として使用してい ます。

敷地内には清掃関連施設(リサイクル事業所・空缶処理施設、ペットボトル処理 施設)、防火水槽(地下埋設)、非常災害対策用給水施設があり、敷地内の西側、敷 地南側隣地境界に沿って桜が植樹されています。

隣地状況としては、東側は生産緑地地区を介して住宅街、西側は都市計画道路 3・4・12 号線、南側は東京都住宅供給公社(トミンハイム小金井中町)、桜並集会施設、北側は JR 用地(JR 中央線高架下)となっています。



敷地南西側より(奥が JR 高架)



敷地北西側より(奥がトミンハイム)



敷地全景(⑥暫定広場より)



①リサイクル事業所(裏側が②空缶処理施設)



写真中央マンホール下に4防火水槽



③ペットボトル処理施設



⑤非常災害用給水施設

#### 3 既存施設調査

リサイクル事業所は蛇の目ミシン工場の倉庫として昭和 38 年に、また空缶処理施設は蛇の目ミシン工場の倉庫の増築部分として昭和 44 年に建設されました。その後、平成4年度に市が敷地を購入した際に改修工事が行われ、現在に至っています。



リサイクル事業所内部



リサイクル事業所内部



空缶処理施設外観



空缶処理施設内部

ペットボトル処理施設は平成9年度に建設され、現在に至っています。



ペットボトル処理施設内部(右は古布置場)



ペットボトルヤード (処理後)

#### 施設見学報告書

平成 29 年 8 月 21 日 施設見学 (午前:所沢市、午後:三鷹市)

#### 1 所沢市「こどもと福祉の未来館」

「思いやりの心で支え合う 幸せに暮らせるまち」を目指す、地域福祉の中心的な役割を担う拠点施設。1階には福祉の相談窓口や福祉ボランティア活動支援などを行う「地域福祉センター」を、2階には子育て支援や子どもの発達支援を行う「こども支援センター」を設置し、3階には「所沢市社会福祉協議会」が入る。これらが連携、協力しながら、地域福祉の促進を図る施設



施設外観

#### 【建築概要】

住所 : 所沢市泉町 1861-1 敷地面積 : 6, 864. 17 ㎡ 構造規模: R C 造、地上 3 階 延床面積 : 6, 158. 62 ㎡

#### 【施設概要】

・福祉の相談窓口

生活自立相談、権利擁護相談、障害者相談、障害者就労支援相談等、福祉に関する様々な相談に対して、一元的な対応やコーディネートを行う。

地域福祉センター

地域で暮らす人々がお互いに交流し、地域で支え合っていくことができるよう、地域福祉を推進。福祉に関する情報発信や、ボランティア活動支援、世代間交流の促進等を行う。

• 社会福祉協議会

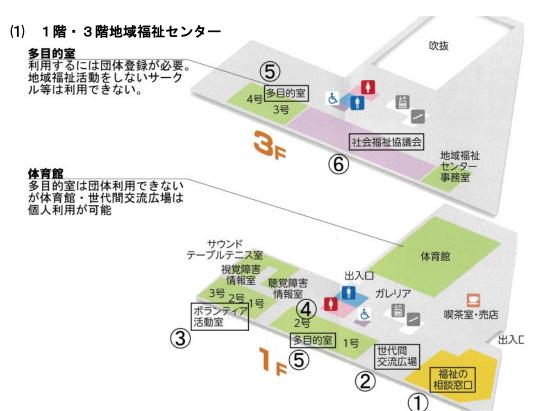
市民が地域の生活課題を自らの課題ととらえ、ともに行動することができる「ふくしのまちづくり」 の中心的な役割を果たしている非営利の民間組織

子ども支援センター

地域の中で子どもたちが健やかに成長できるよう、2つのエリアで総合的に子育て家庭を支援

#### 【市民検討委員 出席者】

佐藤 宮子、上原 和、諏訪間 千晃、荒井 康善、酒井 利高、水津 由紀、深澤 義信





① 1階 福祉の相談窓口 福祉に関するさまざまな相談を受ける総合窓口の機能。社会福祉協議会に運営委託 をしている。



② 1 階 世代間交流広場

精神障害のある利用者の集まる場ともなる 20 畳の畳のスペース。予約なしで誰でも利用可能。畳の高さは車いすから移乗しやすい高さに設定



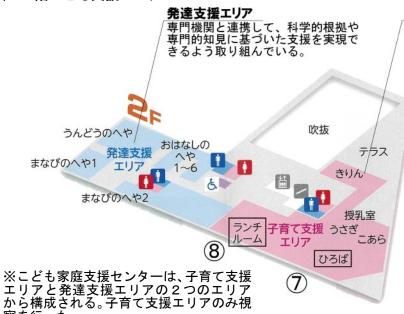
③ 1 階 ボランティア活動室(1、2、3号) ボランティア活動室 1、2 号は貸出しを行い、3 号をボランティア活動のロッカー等 に利用



④ 1 階 廊下

多目的室、ボランティア活動室は内部の活動がガラスの間仕切りによって見える。内側のスクリーンによって目隠しすることが可能

#### (2) 2階こども支援センター



きりん 親子運動遊びなど多目 的に利用する。



うさぎ:相談室



こあら: ひろば内の多目的室



察を行った。

内部を移動間仕切りで分割。1階の多目的

⑤ 1 階多目的室(1、2号) 3 階多目的室(3、 室の壁面には災害時キッチンが3台収納 される。



⑦2階 交流施設(ひろば) 200 人程度を想定。運営は外部委託とし、 保育士は4人常駐している。個室の相談室 も設置される。



⑥ 3 階 社会福祉協議会 社会福祉協議会は地域福祉センターの運 営を行う。隣接する地域福祉センター事務 室が市として、建物の管理を行い、運営状況の把握を行う。



⑧2階 ランチルーム 交流施設(ひろば)内に配置され、離乳食 の講義も行う。

#### 2 三鷹市「元気創造プラザ」

災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元 気創造拠点として平成29年4月にオープン。「防災 対策の促進」「子どもの健やかな育ち」「高齢者・障 がい者を含むすべての市民の福祉の向上ならびに健 康の保持増進」「生涯学習・スポーツ推進」といった 多様な機能を集約する施設。こども発達支援センタ ー、総合保健センター、福祉センター、生涯学習セ ンター、総合防災センターが入る施設



施設外観

#### 【建築概要】

住所 : 三鷹市新川 6-37-1 敷地面積: 19,993.79 ㎡

構造規模: S・SRC・RC造 延床面積: SUBARU 総合スポーツセンター (約 13, 000

#### 【施設概要】

・子ども発達支援センター

北野ハピネスセンター(※) 幼児部門で行っている事業の一部について対象年齢を 18 歳まで拡大し、子どもの発育・発達に関する専門支援を行う中核的な療育支援施設

(※北野ハピネスセンターは通園通所事業、相談訓練事業、地域連携事業等の運営を行う福祉施設)

総合保健センター

各種健康診査、健康相談、予防接種や健康づくりに関する事業、休日歯科応急診療などを行う。総合保健センターで実施している乳幼児健診等と子ども発達支援センターが連携し、早期の気づき・早期からの支援を行う。

福祉センター

市内の地域福祉の拠点となる施設で、三鷹市社会福祉協議会の事務局を配置し、各種貸付の受付や権利擁護センターの運営などを行う。

生涯学習センター

社会教育会館で行ってきた市民大学や青少年体験学習講座などの各種講座の実績を踏まえ、さまざまなライフステージにおける生涯学習の機会と場を提供する。

総合防災センター

災害時の災害対策本部などの運営、防災訓練の実施、自主防災組織の育成などの業務を行う防災課と、市内の防犯パトロールなどの業務を行う安全安心課を市役所3階から移転

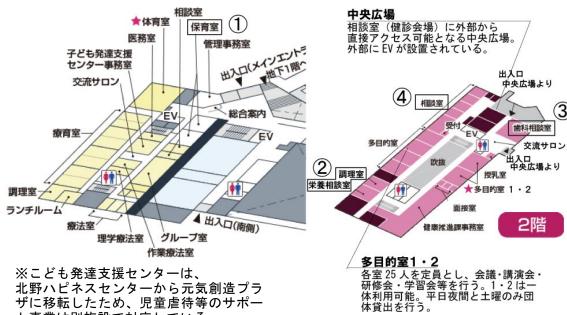
・SUBARU 総合スポーツセンター

各種スポーツやトレーニングなどの設備がそろう、健康・スポーツ推進の拠点施設

#### 【市民検討委員 出席者】

佐藤 宮子、山本 美津子、諏訪間 千晃、荒井 康善、酒井 利高、深澤 義信

#### 1階子ども発達支援センター, 2階総合保健センター (1)



北野ハピネスセンターから元気創造プラ ザに移転したため、児童虐待等のサポー ト事業は別施設で対応している。

★マークは団体貸出の対象施設



①1階保育室 1時間 600 円で体育施設等を利用する人 などを対象に一時保育を実施。前日まで の予約が必要



②2階 調理室 栄養相談室と一体利用可能。食育講習会 や離乳食講習会、健康栄養歯科相談等を 行う。

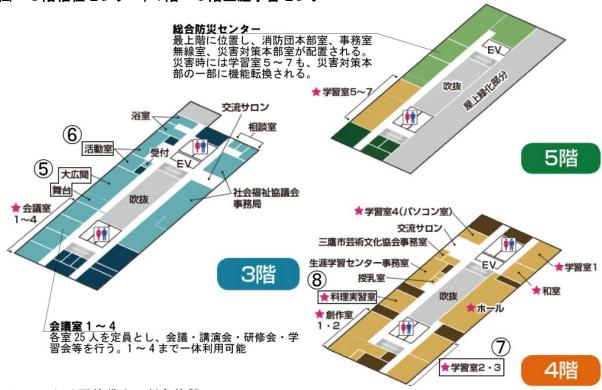


③2階 歯科相談室 平日の健診日のほか、日曜・祝日・年末 年始も休日歯科応急診療を実施



④2階 相談室(健診会場) 1から5までの相談室は可動間仕切りで 一体利用可能。新型インフルエンザなど 感染力の高い疾病の際に陰圧エリアの設 定し、感染の拡大を防ぐ。

#### (2) 3階福祉センター, 4階・5階生涯学習センター



#### ★マークは団体貸出の対象施設



⑤3階 大広間 大広間は舞台も設置された自由に使える 場であり、介護実習等のイベントも開催



⑥3階 活動室 大広間の活動を補足し、囲碁・将棋等も 行える自由に使えるスペース。



⑦4階 学習室(1,2·3) 5階学習室(5~7) 定員 18人、24人、30人等の学習室が7部 屋。学習室4はパソコンを使用した学習を 行う。



⑧ 4 階 料理実習室 システムキッチンが 6 基。定員 30 人の料理実習などを行う。

#### 各委員から寄せられた意見について(まとめ)

- 総合相談窓口についてはそのあり方について小金井市内の現場で働く方々の問題意識、 意見をよく聞き小金井市にふさわしい相談窓口を作って下さい。
- 福祉総合相談窓口の本流・本体は新庁舎(市役所)に設置されるべきです。相談から問題解決に至るまでのプロセスを、相談者(利用者)にたらい回しや負担を与えることなく機能するためには、権限や実効性が担保されているエリア(部署)において実施されることが望ましいと考えます。それに相応しいのは福祉諸課が入る新庁舎であり、新庁舎において質の高いワンストップサービスが実施できるレイアウト等検討していくべきです。

一方、新福祉会館には、保健センター、子ども家庭支援センター、生活困窮者自立支援事業、権利擁護事業などが配置されることを考えると、新庁舎総合相談機能と連携する多様な相談に対応するコンシェルジュ機能をメインとするサテライト型の相談窓口は必要と考えます。

● 福祉総合相談窓口については、単なる連携機関への紹介にとどまらず、高齢者、障がい者、女性相談、権利擁護相談、子育て相談、健康相談、生活困窮者自立支援相談、その他の相談を包括的に扱い、地域包括支援センターで行っている体制や、現在庁舎で行っている相談、対応体制なども包括的に検討した上で地域全体の相談を繋ぎきるための総合相談窓口とする事を求めます。また、将来的には、連携機関から上がってきた市民の相談情報を一元化し、行く先々で何度も同じ説明をしたりする必要のないような体制づくりが必要です。

体制を検討する上では、場合によっては専門の課を創設することも視野に入れる必要があると考えます。また、今後庁内でも他市の事例の視察、研究などを行い、福祉総合相談窓口についての委員会を立ち上げるなど、市民参加で市民の声も取り入れる事も重要です。

設置場所は、庁舎を複合化するのであればその新福祉会館と庁舎の境界部分に庁舎の 担当課と隣接した形で設置するのが理想的だと考えます。また、庁舎と新福祉会館が別 棟になるのであれば、夜間や休日でも相談が受けられる場所という意味合いで、総合相 談窓口は新福祉会館の側にしたうえで、双方に行き来しやすい場所が望ましいと考えま す。

- 稲沢市(総合相談窓口)や富士宮市(地域包括支援体制)の事例からも、少なくとも 地域の包括的な相談を引き受ける窓口なのであれば、相談業務担当の職員は数名以上は 必要ではないかと思います。(他市事例の詳細は 1/15 市民検討委員会の委員提出資料を ご覧ください)その場合、平均的な一人当たりの事務スペースと言われる 1 人/10 ㎡を 前提に考えると、少なくとも総合相談窓口の広さは 40~50 ㎡は必要ではないでしょうか。 今後の運用計画で詳細は検討するとしても、少なくとも基本計画でこの程度の面積は確 保しておくのが現実的ではないかと考えます。
- 福祉総合窓口について多く議論してきたように思います。が、イメージも共有できか ねるほど討議の時間が少なく、今後の運用の議論で内容を深めていただけるよう期待し たいと思います。この新しい福祉会館の目玉になる部門だと思うので、市のビジョンを 持って取り組んでほしいと思います。
- 新福祉会館の施設コンセプトは「地域共生社会を実現するための拠点」であり、"高齢者の生きがいづくり"や"誰もが健康でいきいきと暮らすことのできる地域の実現"が要素の一つとして位置づけられています。しかし具体的な施設概要においては、高齢者にシフトする目線が薄いと言わざるを得ません。健康長寿・介護予防・認知症予防、生きがいづくり等を目的として、年間を通して多くの高齢者が参加できる継続的なプログラムや住民主体の地域活動をサポートするようなプログラムが提供されるような空間(専用スペース)が必要ではないかと思われます。多目的室やマルチスペースの優先利用などで一定程度対応できますが、継続して在ることの安定性や地域の住民主体の活動のセンター的な役割と象徴としての拠点とするためには、専用スペースが必要であると考えます。
- 福祉総合窓口やその他「福祉サービスの利用促進」に含まれる機能については、【建物の空間イメージ】で掲載のとおり IF 部分に配置という形が望ましいと考えます。 IF にすることで、障害者や高齢者、問題をかかえた方が物理的に最も立ち寄りやすくなります。また障害をお持ちの相談者の中には、にぎやかな場所が苦手という方もいらっしゃるので、館内に入り、子育ち・子育て支援関連機能等のエリアを通らずにアクセス出来るという条件が重要だと思います。本委員会で見学した所沢の「子どもと福祉の未来館」もおそらくそのような理由で 1F に設定されていると思いますし、他市でも総合相談窓口は 1F にある事例が多く見受けられます。
- 高齢者の憩いの場所として、多目的室やマルチスペースの活用としているが、もっと 具体的に位置づける必要があります。

- 老人クラブの中心的な役割を担っている悠友クラブ連合会事務局の導入を望みます。
- 高齢者機能を配置することにより、高齢者の活動の場を提供し、元気な高齢者を増や すことにより、高齢福祉の受け手ではなく、担い手としても活躍していただくことによ り、介護保険料等も軽減できるところです。高齢者の就労の場を提供するシルバー人材 センターの事務局機能の導入を望みます。
- 新福祉会館は福祉のための施設であることから、高齢者や障害者の居場所の確保は必要な事と考えます。その確保については、活動スペースにおいて、特定の高齢者サークルのみの定期利用や優先予約を行うのではなく、サークルの平均年齢や、個人でも年齢の条件で優先的に利用が出来るスペースを確保する運用で高齢者全般の平等な居場所の確保が望ましいと考えます。また障害者においても、障害者手帳の保有者、また福祉関係団体などの条件で優先予約の検討が必要と考えます。(所沢市「子どもと福祉の未来館」の運用などを参考に)
- 現状の「ボランティア・市民活動センター」と「市民協働センター準備室」の連携・運用状況から見ても、双方は一体にして「市民活動センター」のようなものとして新福祉会館でスタートするのが望ましいと考えます。市民にとっては庁舎よりも新福祉会館のほうが気軽に立ち寄れる場所であり、まず市民団体にとっては仲間と集い会話をし、活動を行う事が第一段階です。また夜間や休日に利用出来る環境も必要となります。市との協働については市民活動においては第二段階であり、庁舎が同一敷地内にあることで複合化施設であろうとなかろうと、職員の行き来については大きな支障はありません。またそういった市民団体を行政が支援する上では、ボランティア・市民活動センターと市民協働センターを一体化した機能として考える事が理にかなっています。スペースについては、「調布あくろす」や「府中市民活動センタープラッツ」等の事例を参考に、マルチスペースの一部を市民団体がオープンなミーティングスペースとして使える運用をご検討ください。(オープンなスペースに複数のテーブルを置き、簡易な仕切り・もしくはテーブルの立て札で予約がとれるようにするなど)この市民協働センターとボランティア・市民活動センターの運用計画については、市民参加での議論の場が必要です。今後委員会やワークショップ等の機会をご検討ください。
- 市民協働支援センターについては、自律的な市民活動が保障され、一定の自由度が担保され、行政組織とは一定の距離をおける新福祉会館に設置されるべきです。ただし行政はしっかりと後方支援するというスタンスが必要です。なお、名称について、自律的な市民活動の拠点であるということを強調する意味でも「市民協働センター」という名称が妥当であると考えます。

- 障害者の方と一般の方の交流を深めるため、障害者の方が手作りした品を販売する福祉ショップや、市民が飲食でき、あるいは障害者の方が店員として働くようなカフェは庁舎か福祉会館に必須と考えています。庁舎と複合化された場合は必ずしも新福祉会館内の機能として置く必要はないが、庁舎か新福祉会館どちらかに、常設での設置をご検討ください。また庁舎と新福祉会館が別棟になるのであれば、マルチスペース等の面積をさいてカフェを新福祉会館内に置き、そこに品数は少数でも手作り品を販売するような形をご検討ください。
- 地域共生社会を実現するための拠点として整備していくためには、必要な施設と考える 障がい分野の相談機能等の導入を望みます。
- 共同作業所については大きな施設内に合築するより地域の中に独立して設置することが 望ましいと思います。直営施設のなかで今後どうしていくのがよいか市の方針を示して下 さい。定員の拡大、施設整備をすすめてください。共同作業所が行っていた館内清掃作業 については障害者の福祉的就労の場として明確に位置づけ、関係団体とも協議の上、規模 を拡大して実施して下さい。
- 市民検討委員会では議論の時間がありませんでしたが、建設基本計画にする際には、 最終決定とならずとも、実態に合った施設名称で計画を進めるほうが計画を進める上で 良いと思います。

(仮称) 小金井市保健福祉総合センター

(仮称) 地域共生福祉センター

(仮称) みんなの福祉総合センター

- これまで市民検討委員会では庁舎との複合化についてはまったく検討されてこなかったが、建設基本計画においては本来は複合化についても話し合うべき内容であったように思います。各機能の詳細を調査、検討した感想としては、複合化することで庁舎の職員の行き来のしやすさや、市民が気軽に立ち寄れる庁舎になる点、またエレベーターや階段などを共有化でき、コストも削減出来るため、新福祉会館の計画や設計を庁舎の計画に合わせる事で多少の竣工の遅れがあったとしても、複合化することで、理想的な施設が建設出来るものと確信しております。
- 全体的にこの審議会で議論すべき論点がなになのか今一つ共有されずに時間が過ぎたようにも思います。枝葉の部分なのか、大筋の議論なのかも含めてわかりにくかったです。 今後、未導入機能の件や現子育て支援センターの跡地問題など、市民の疑問は多く出るか

と思います。少ない施設と限られた財政で福祉政策を分野ごとにばらばらに考えるのでは なく総合的にどうしていくのか市のビジョンを出していただきたいと思います。

- 原案では建設の対象を市民一般と大きくとらえていますが高齢者、障害のある方の活動 およびサービス実施の拠点施設である点は大きな柱のはずです。高齢者団体、障害者団体 の活動の場の確保を優先予約制など取り入れて十分行って下さい。福祉関係団体(ボラン ティア団体など)が優先利用できるスペース、高齢者が自由に集い交流できる居場所も必 要だと思います。
- 以前の計画とは異なり、(新) 福祉会館と新庁舎を同じ敷地内に建設する形となりました。そのことにより、配置や建物の階数なども含め、相互の計画の調整・検討が必要になり、基本設計・実施設計の段階での微調整も想定されることから、それらについての市民の意見を吸い上げる場が必要である。
- (仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画(案)では、その管理運営方法について触れましたが、それについては市役所庁内の方針や組織のありかたとも関連して、今後さまざまな手法も考えられることから、実施までの間にさらに検討を重ね、よりよい仕組みで管理運営できるよう努めていただきたいと思います。
- 基本計画(案)についてのパブリックコメントの中には、運営方法や庁内での行政の仕組み等に触れているものも多く、基本計画段階でなく、基本設計もしくは実施設計に関しての意見を届けたいという市民の意思が強い。
- 旧福祉会館の公民館と福祉センター両機関を残し、両者が協議、連携して大きな施設目的達成に向けて活動していくことが望ましい。その方が現行職員体制の変更もなく、かつ各機関が独自性を保ちつつ協議していけると思います。原案では市民交流についてそれを担う部署がないので単なる部屋貸しに終わっています。真に"有機的"に施設を動かして行くためには施設内に担当部署が必要だと思います。

## (仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画(案) 平成 30 年1月

#### 【事務局】

小金井市 福祉保健部 地域福祉課 福祉会館等担当 〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

電 話: 042-387-9915 F A X: 042-384-2524

https://www.city.koganei.lg.jp